

国連専門家らの共同声明「COP30 は、国際司法裁判所の勧告的意見に沿って、人権ベースの気候変動対策を推進しなくてはいけない」

2025/11/10

国連人権高等弁務官事務所

「[国際海洋法裁判所](#)、[米州人権裁判所](#)と同様に、[国際司法裁判所](#)の勧告的意見も、すべての国が環境と気候システムを保護し、緩和、適応、生態系の保全および回復を通して、あらたな被害を出さない厳格なデューディリジェンスの実施義務を負うことを示した。諸国は排出集中セクターの公的および私的当事者を、効果的に規制、監視、管理し、意味のある国際協力を確保しなくてはいけない。またこうした義務と責任は、平等と無差別に基づき、包摶的でジェンダーに配慮した方法で履行しなくてはならないし、先住民、農民、アフリカ系の人びとなど長きにわたり周縁化されてきたグループ、気候変動の影響によってすでに退去を余儀なくされている、あるいは移住を迫られる可能性のある人びと、そして環境悪化による影響を最も受けやすい女性、女児、子どもを認識しなくてはいけない。ビジネスもまた、気候変動と人権への影響に関して義務と責任を負っている。11月10日～21日にブラジルで開催される国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）の信頼性は、緩和策と国際的な資金・技術協力において、実質的な成果を達成できるかどうかにかかっている。特に気候変動の主な原因である化石燃料および関連する補助金と、それらが健康、経済的平等、適切な生活水準、教育、文化的権利などの人権に及ぼす影響に焦点を当てる必要がある」。

【記事全文】[COP30 must advance human rights-based climate action in accordance with International Court of Justice Advisory Opinion: UN experts](#)

ジェンダーに基づく暴力撤廃の 16 日運動：スーダンの人権状況に関する国連専門家の声明

2025/11/28

国連人権高等弁務官事務所

「ジェンダーに基づく暴力撤廃の 16 日運動* にあたり、スーダンにおけるジェンダーに基づく暴力のすべての被害者、特に現在の紛争下における性暴力のサバイバーに連帯の意を表す。受けた暴力の痛みは消えず、身体的、心理的、社会的な傷は何年も残る。サバイバーはトラウマや烙印を背負わされ、家族は引き裂かれ、地域社会は信頼や結束を失う。ある人権擁護家はこう語った。『被害者の家族たちは 2 度と娘に会いたくない、永遠に付きまとう恥を背負って生きるくらいなら、生きて戻ってこないほうがましだったと言っていた』。ジェンダーに基づく暴力の影響は世代を超えて続く。国連人権事務所は、スーダンで強姦による望まない妊娠が増えていると報告しており、多くの場合、生まれた子どもたちは、家族から拒絶され捨てられる危険にさらされる。私たちはジェンダーに基づく暴力に対し声を上げ、スティグマを克服するために、サバイバーとともに立ち上がらなくてはならない。サバイバーを支援するために防止や説明責任の措置を実施し、正義と賠償につなぐ道を確保しなくてはいけない。あるサバイバーは言った。『私の声と訴えを国連に届けたい。私は一人ではない。強姦された女性や少女が多くいる。彼女たち全員に正義がもたらされることを求める』と。この恐ろしい暴力と闘い、沈黙を破り、不処罰を終わらせるために、16 日運動を通じて、決意を新たにしよう」。

*ジェンダーに基づく暴力撤廃の 16 日運動は、11 月 25 日（女性に対する暴力撤廃の国際デー）から、12 月 10 日（人権デー）までの国際的なキャンペーンです。

【記事全文】[Statement by Radhouane Nouicer, UN designated Expert on the situation of human rights in Sudan on 16 Days of Activism against Gender-Based Violence](#)

性的指向や性自認に関わらず、包摂的で安全な教育を求める

2025/11/03

国連人権高等弁務官事務所

「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、その他の多様なジェンダー（LGBT）の学習者の多くにとって、安全で包摂的、かつ質の高い教育へのアクセスは、手の届かないものであり、世界中の学校で暴力、差別、排除に直面している」と性的指向および性自認に基づく、暴力と差別からの保護に関する国連独立専門家は述べた。同専門家が国連総会へ提出したレポートには、LGBT の学生が、同級生をはじめ教員や学校管理者からのいじめ、ハラスメント、暴力に不均衡な割合で直面していること、LGBT の学生の多くが、排除、強制的なアウティング（暴露）や懲罰的な処分に直面する一方、協力的な教員は汚名を着せられたり報復をうけたりする可能性があること、そして、多くの国において、法律が性的指向や性自認に関する議論を禁止しており、それが誤った情報を広めたり包括的な学習環境を築こうとする教育者の声を封じ込めていることが指摘されている。トランスジェンダーや多様なジェンダーの学習者は、学生登録や服装規定において自身の性自認を否定されたり、性自認に沿った施設の利用を拒否されたりするなどの特有の障壁に直面している。こうした差別は、退学の助長、メンタルの不調、教育や雇用から遠ざかるなどの結果につながる。専門家は加盟国に対し、包摂的な反差別法の制定、包括的性教育の学校カリキュラムへの導入、教育現場における性自認の承認、安全で秘密が厳守される苦情申し立てメカニズムの構築や、政府、教育者、市民社会間の強固なパートナーシップを強く促した。

【記事全文】[UN expert calls for inclusive and safe education, regardless of sexual orientation or gender identity](#)

マレーシアで開催された薬物対策サミット（11月4日～5日）におけるフォルカー・トゥルク国連人権高等弁務官のビデオメッセージ

2025/11/04

国連人権高等弁務官事務所

「薬物対策は何よりもまず、人びと、そして人びとの健康と安心の向上に関わるものである。マレーシアをはじめとした諸国が、薬物対策は人権に基づくべきだという認識を高めていることを歓迎する。さらに、マレーシアによる麻薬関連犯罪への絶対刑としての死刑適用の廃止と、危害軽減措置の採用は非常に歓迎される。域内の他の国々も、この方向に向けて段取りを進めており、いずれの国もぜひそうするように促す。国がやるべきことは山のようにある。第一に、懲罰的で抑制的な薬物対策を止めること。それは、薬物の使用や違法な薬物取引を減らすより、むしろ不必要的死を招き、人びとの健康を害し、刑務所の過密化を引き起こしている。第二に薬物使用に伴う害やダメージを軽減する対策、使用者へ住居、雇用、教育のサポートを行い、薬物使用を犯罪とみなさないこと。第三に、市民社会や薬物使用の疾患者を政策や法律などの意思決定に含めること。第四に、薬物使用防止に関する取り組みは根拠に基づくべきであり、プライバシー、身体的インテグリティ、家族生活に対する権利を尊重すべきである。最後に、各国に対し、薬物関連の犯罪を含むあらゆる犯罪への、死刑の撤廃を強く求めること」。

【記事全文】[High Commissioner Türk: Let's build on momentum towards more humane drug policies](#)